

被災地派遣レポート〈第74回〉

建設局西多摩建設事務所福生工区 千葉信由さん

○被災地はいま

宮城県気仙沼市は、被災当時、道路に大量のガレキが堆積し各地で集落が孤立する状況であったが、現在はすっかり落ち着きを取り戻している。道路の復旧と共に沿道には事業系店舗の再建が進み、浸水被害を受けた住宅もほぼ修復して一見被災前に近い生活を送っているように見える。一方、直接津波被害を受けた地域は、災害危険地域として指定され居住用家屋としての建築制限がかけられたり、土地区画整理事業等により新たなまちづくりの計画が進められているなど、未だに以前の生活を取り戻せない状況が続いている。

市内を歩いていても、校庭の一角や公園などに建設された仮設住宅が目立つ。気仙沼市内には93か所、3,500世帯分の仮設住宅が建設されている。災害復旧事業の説明などで個人のお宅を訪ねたが、仮設住宅で暮らす方々は手狭な所で何かと不自由な生活をしているのに対し、住宅が残った方々は広い家に庭がある生活を送っており不自由さはあまり感じられない。表面的ではあるが非日常と日常とのギャップを感じずにはいられない。



【鹿折地区に打ちあげられた漁船、被災当時は周辺で17隻も打ち上げられた。】



【校庭に建てられた応急仮設住宅、】

○派遣業務内容

気仙沼土木事務所は、震災当時は港湾部にあり海から道路1本を隔てた庁舎で、津波により3階近くまで浸水し一時は食料もない状態で数日間孤立したが、現在は高台の仮設庁舎に移転し業務が行われている。

担当した業務は、気仙沼市内を流れる鹿折川災害復旧事業、景勝地岩井崎海岸の災害復旧事業、災害復旧事業において必要となる盛土材を確保するための公的土取場調査などであった。震災被害に対する災害査定は平成 23 年度に完了しているがそのほとんどが実施保留となっているため、平成 24 年度はこれを解除し工事につなぐことにある。

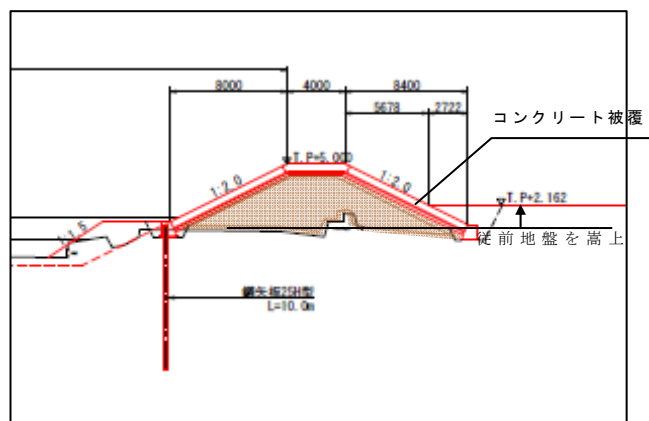
鹿折川災害復旧事業は、通常の災害復旧では原形復旧が原則であるが、今回は比較的発生頻度の高い明治・三陸津波などのような津波に対応した堤防整備（L1 堤）計画となっている。従前の低いコンクリート防潮堤を TP+5.0m の高さに変更して土堤を築き、ねばり強い構造として 50cm 厚のコンクリートで表面を被覆した堤防などを延長 1,650m の区間で整備する。

鹿折川は、三陸のリアス式海岸の入り江部にあたり、その地層は深く切れ込んだ基礎地盤の上に厚く堆積した地層で構成されているため、圧密層、液状化層は混在し、高い土堤を盛土することによる円弧すべりや基礎地盤の液状化破壊、圧密沈下に対応した検討を行わなければならない。

実施保留解除は、短時間で災害査定を受けたものを詳細測量や地質調査、構造検討を行い、より実施設計レベルに近い内容で設計をまとめ国交省や財務省と検討段階ごとに協議を行っていく。宮城県ではこのような実施保留箇所は河川海岸で 100 か所を超え、各地の本省協議状況を踏まえ新たな検討の指示などがあり、県全体でも実施保留解除が進まない状況であった。災害査定のある方を考えさせられる。

通常の災害復旧工事は 3 年で完了させるが、東日本大震災の災害復旧では発災時から 5 年後の平成 27 年度までが事業期間となっている。河川海岸堤防の整備には実施保留解除を行っても、新たな土堤のため用地買収が必要であり事業の長い道のりが予想される。

宮城県の災害復興計画では、復旧期・再生期までを平成 29 年度としている。今後、災害復旧期間をあと 2 年程度は延伸を要望していくものと思われる。事実、各地でそれだけ膨大なものを短期間で作ろうとしている。



【鹿折川河口の防潮堤の破堤と広域地盤沈下（約 70 cm）による低地盤状況】

【鹿折川土堤の標準構造 背後地は面開発により盛土を行っている】

○派遣を終えて

平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 30 日までの 6 か月間の派遣期間では、仕事は目標とするところまでは至らなかったが、無事派遣を終えたことに多少安堵している。

同時派遣された若手メンバーが災害復旧事業に携わりながら被災地を広く見て感じ、かけがえのない経験を得る一助となることができたと思う。

時が経つに従い被災地のことが忘れ去られてきているが、被災地の大変な状況は今も変わらない。地元では復興支援関連の売上げが落ちてきていると聞く。震災を忘れないでほしい、避難して不自由な生活を忘れないでほしいと強く願う。

最後に、今回の派遣を快く送り出していただいた職場の皆様、派遣を陰ながら支えていただいた皆様に大いに感謝してこの報告といたします。